

3. 介護保険

3-1

どんな時に介護保険のサービスを受けられるの？

骨折や傷病、認知症の出現等により、自宅での生活に何らかの支援が必要となった時が、介護サービス利用を検討される機会です。

年齢とともに「からだところの機能」が低下することは、誰にでも起こりえることです。日常生活を送る上でさまざまな支障が出てきたときには、お気軽に区役所福祉課や支所区民福祉課、またはお住まいの地域のいきいき支援センターにご相談ください。

いきいき支援センターについては、P30「いきいき支援センターって何？」をご覧ください。

【要介護者】入浴、排せつ、食事などの日常生活動作について常に介護が必要な方。

【要支援者】要介護者となるおそれがあり、家事や身じたくなどの日常生活に支援が必要な方。

※介護サービスが使えなかったり利用に制限がある場合があります。

- ①一般的な医療保険適用病棟（リハビリ含む）への入院期間。
- ②特定の施設など介護保険適用除外施設入所期間。
- ③介護保険料の滞納がある方。 など

詳しくは、下記にお問い合わせください。

お問合せ先

西区役所 福祉課 介護保険係

TEL.(052)523-4519 FAX.(052)521-0067

山田支所 区民福祉課 福祉係

TEL.(052)501-4975 FAX.(052)504-7409